

第3章 円滑な資金調達をしたい

中小企業融資制度のご案内 ～北九州市中小企業融資制度～

市内の中小企業の経営基盤確立を促進し中小企業の振興を図るため、北九州市が一定の資金を金融機関に預け入れ（預託）し、金融機関はその預託金に自己資金を加えた金額を融資資金として融資を行う制度です。

1 対象者（次のすべてを満たす方）

- (1) 市内に事務所、事業所を有する方で、継続して一定期間（事業開始後6ヶ月又は1年以上：ただし、小規模企業者支援資金、小口事業資金、長期事業資金、短期運転資金、災害復旧資金、連鎖倒産防止資金、景気対応資金、開業支援資金、事業承継資金、成長加速化協調資金、まち・ひと・しごと創生総合戦略資金及び高度化・準高度化資金を除く）同一事業を営んでいる中小企業者、組合、NPO法人（※）であること。（（※）NPO法人についてはP20右上「（※1）申込対象者について」をご確認ください。）
- (2) 北九州市の税金を滞納していないこと。
- (3) 福岡県信用保証協会の信用保証の**対象業種**（注）であること。
- (4) 営業許可、登録等を必要とする事業の場合、その許認可を受けていること。
- (5) 銀行取引停止処分を現に受けていないこと。
- (6) 福岡県信用保証協会の保証付借入に対し、現に延滞し、又は当該借入の保証人でないこと。
- (7) 福岡県信用保証協会の代位弁済先で、同協会に求償債務が残っていないこと。
- (8) 暴力団、暴力団員、暴力団と密接な関係を有する者等に該当しないこと。
- (9) その他、融資の申込要件に該当すること。

（注）融資（保証）対象業種

建設業、製造業、卸・小売業、サービス業など幅広い業種が対象となります。（組合、NPO法人を含む）
※対象とならない業種（農業、林業、漁業、金融業など）がありますのでご注意ください。

2 申込みに必要な書類

①借入申込書（信用保証協会全国統一申込書式）	1通
②北九州市税の納税証明書（ <u>中小企業融資用のもの</u> ：市税事務所市民税課又は各区役所税務課で発行） 注	1通
③決算書類 法人：直近2期分の決算書（決算後6ヶ月を経過している場合は、最近の試算表を含む） 個人：直近2期分の確定申告書全ページの写し ※法人・個人で業歴1年未満の方は、必要に応じて月別営業実績表	各2通
④履歴事項全部証明書（法人の場合）	2通 (1通はコピー可)
⑤許認可証の写し（許認可業種を営んでいる場合）	1通
⑥設備のカタログ（建物の場合、平面図を含む）及び見積書（設備資金の場合）	2通
⑦融資対象者認定書（認定申請が必要な資金の場合）	
⑧その他必要書類	

※上記の他に、金融機関及び福岡県信用保証協会の審査にて必要な書類があります。

注. 市税に滞納がない旨の記載がなされていること。

※福岡県信用保証協会を初めて利用する方など、印鑑登録証明書の提出を求められることがあります。

※北九州市税の納税証明書（中小企業融資用）は、各区役所・出張所のみで取得できます。

その他の場所（コンビニ等）では、取得できませんのでご注意ください。

セーフティネット保証 5号認定のご案内

1 セーフティネット保証とは

中小企業者の皆様が、中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく認定書を添付して、信用保証付融資を金融機関に申し込むと、信用保証協会の保証料が軽減され、融資の別枠保証限度額でのお申込が可能となります。この認定は、中小企業者の住所地を管轄する市町村長又は特別区長が行います。

2 主な認定基準

指定業種に属する事業を行う中小企業者で、次のいずれかに該当すること。※指定業種は、中小企業庁のホームページ（金融サポート）で確認できます。

※令和2年5月1日から令和3年6月30日までのセーフティネット保証5号の対象業種については、一部例外業種を除く原則全業種が指定業種となっています。

【認定条件】

- (イ) 最近3ヶ月間の売上高等が、前年同期の売上高等と比較して5%以上減少していることなど。
- (ロ) 製品等の売上原価のうち、20%以上を占める原油等の仕入価格が、20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていないこと。

注1 売上げ比較における最近3ヶ月とは、試算表等で売上げが把握できる申請月に最も近い月からさかのぼって3ヶ月のことです。（特別な事情がある場合は、申請月の前月から最大6ヶ月さかのぼった月から連続する3ヶ月で申請することができます。）

注2 時限的な運用緩和として、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3ヶ月間の売上高等の減少でも申請可能です。

3 認定申請に必要な書類

- (1) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書

①売上高等の減少による申請の場合：認定申請書(イ)

②原油価格の高騰による申請の場合：認定申請書(ロ)

※認定申請書は、北九州市中小企業振興課の窓口で配布しています。

また、「北九州市ホームページ」、「中小企業支援センターホームページ」からダウンロードできます。

- (2) 実印、会社のゴム判（所在地・会社名）

（実印は、法人：代表取締役印、個人：代表者の実印）

- (3) 業種の確認できる書類

（履歴事項全部証明書（登記簿謄本）、許認可証、確定申告書、パンフレット、請求書など）

- (4) 売上げ等の確認書類

①売上高の減少による申請の場合

■最近3ヶ月及び前年同時期の月別の売上高がわかるもの
（試算表、売上帳、確定申告書、決算書など）

②原油価格の高騰による申請の場合

■最近3ヶ月及び前年同時期の月別の売上高がわかるもの
（試算表、売上帳、確定申告書、決算書など）

■原油及び石油製品等の仕入価格、仕入数量等のわかるもの
（仕入伝票、仕入表など）

- (5) 委任状（金融機関の方が代理申請される場合）

- (6) 融資申込みに係る反社会的勢力でないことの表明・確約書

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

第3章 円滑な資金調達をしたい

北九州市中小企業融資制度（概要）

目 的	資 金 名	必 要 事業歴 (以上)	申込対象者（※１）及び資金使途等		
通常の事業に必要な資金として	① 小規模企業者支援資金	事業を営んでいること	小規模企業者の事業活動に必要な資金（運転・設備） 次のすべてに該当する会社及び個人事業者が対象。 ○常時使用する従業員が20人（宿泊業、娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下 ○本資金借入前に保証協会付融資の残高が2,000万円以内であること		
	② 小 口 事 業 資 金		事業活動に必要な資金（運転・設備）		
	③ 一 般 事 業 資 金		事業活動に必要な資金（運転・設備）		
	短期運転資金		事業活動に必要な運転資金		
緊急対策・経営安定対策として	④ 災 害 復 旧 資 金	事業を営んでいること (申込対象者の要件を満たしていること)	火災、風水害を受けた企業の早期復旧のための資金（運転・設備）		
	⑤ 連鎖倒産防止資金		取引先の倒産等の影響を受けている企業の運転資金		
	⑥ 景 気 対 応 資 金		売上高、売上高総利益率、売上高営業利益率の減少に該当する企業を対象とする資金（運転・設備） セーフティネット保証5号、7号又は8号の認定を受けた方 ※経営状況の急激な変化に直面した場合に、経済産業大臣が特例措置を発動した期間のみ実施 セーフティネット保証1～4号又は6号の認定を受けた方 ※経営状況の急激な変化に直面した場合に、経済産業大臣が特例措置を発動した期間のみ実施 危機関連保証（中小企業信用保険法第2条第6項）の認定を受けた方 ※大規模な経済危機、災害等が生じた場合に、経済産業大臣が特例措置を発動した期間のみ実施		
			⑦ 経 営 力 強 化 資 金 サポ ー ト 資 金	6か月	金融機関及び認定経営革新等支援機関（注）の支援を受けつつ、中小企業者が自ら策定した事業計画の実施に必要な事業資金（運転・設備） ※税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識や実務経験が一定レベル以上の者（金融機関や税理士、公認会計士、弁護士等）で、国の認定を受けたものをいいます。
				企業の成長を支援する資金として	⑧ 開 業 支 援 資 金
特別枠 (女性・若者・シニア・転入・雇用創出)	④新たに事業を開始しようとする、女性・35歳未満又は55歳以上の男性・市外からの転入者・雇用の創出を伴う方（※4）				
⑨ 事 業 承 継 資 金	3年以内に事業承継を予定している又は事業承継日から3年以内の事業承継計画を有する市内中小企業者の事業承継に必要な資金（運転・設備）				
⑩ 成長加速化協調資金	事業を営んでいること	本資金と同時に取扱金融機関から一定額以上のプロパー融資を受ける市内中小企業者の事業拡大に必要な資金（運転・設備）			
⑪ 新事業開拓支援資金	1年	新たな分野への進出（運転・設備）、事業の拡大（設備）に必要な資金			
⑫ まち・ひと・しごと創生総合戦略資金	—	北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に寄与する事業のうち、市が指定する国・県・市の事業において、認定や評価、表彰、補助金・助成金の交付等を受けた市内中小企業者の事業展開に必要な資金（運転・設備） ※指定事業については、中小企業振興課にお尋ねください。			
⑬ 高度化・準高度化資金		高度化事業を実施するために必要な対象事業費のうち国・県の貸付対象外となった額の2/3以内 国の高度化事業の指定を受けていない高度化事業に必要な対象事業費の80%以内（1億5千万円を限度）			
⑭ 環境産業融資 ア 省エネ設備・新エネ設備導入資金 イ 環境配慮型製品導入資金		事業を営んでいること	ア 省エネ設備又は新エネ設備の導入に必要な資金（設備・最低投資額150万円） イ 燃料電池自動車（FCV）、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV）及びそれらの充電設備、北九州エコプレミアム認定製品の導入等に必要な資金（設備・最低投資額100万円）		

第3章 円滑な資金調達をしたい

注) 記載内容以外にも制約等がございますので、申込窓口でご相談ください。

(令和3年4月1日現在)

融 資 条 件								申 込 先
限度額 (万円)	期 間 (据置期間)	金 利	保証料率 (※2)	責任共有 制度	保証人 (※3)	担保	返済 方法	
2,000		1.30%	0.35 ~ 1.54%	対象外		原則不要		
2,000	10年以内 (12月以内)	1.40%	0.45 ~ 1.56%					○取扱金融機関 14行 (※5) ○北九州商工会議所 本所、サービスセンター
12,000		5年以内 1.50% 5年超 1.70%	0.45 ~ 1.66%					
3,000	1年以内	1.30%		原則対象				
5,000 特認 10,000		1.20%						
4,000		1.40%	0.36 ~ 1.38%					
		1.40%						
8,000	10年以内 (24月以内)	1.30%	0.60%	対象				※事前に、北九州市中小企業振興課 で対象者の認定を受ける必要があり ます。
		1.20%	0.70%	対象外				○取扱金融機関 14行 (※5)
8,000		0.90%	0.80%					
20,000	運転 5年以内 設備 7年以内 (12月以内) (※保証付きの既往 借入金借り換える 場合 10年以内 (12月以内))	1.40%	0.31 ~ 1.18%	原則対象	原則として 法人は代表者、 個人事業主は 不要			○取扱金融機関 14行 (※5) (ただし、金融機関自らが認定経 営革新等支援機関でない場合は、 認定経営革新等支援機関と連携す るものに限る)
3,500	10年以内 (24月以内)	1.20%	0.00%	原則対象外				○北九州商工会議所 本所、サービスセンター ○取扱金融機関 14行 (※5) ○北九州市中小企業振興課
		1.10%	但し初回 利用の場 合のみ (※2)					
20,000	運転 10年以内 (12月以内) 設備 10年又は 15年以内 (12月以内)	取扱金融 機関の 定める率	0.00 ~ 0.75%		徴しない (一定の財務要 件あり)			○北九州商工会議所 本所、サービスセンター ○取扱金融機関 14行 (※5)
10,000	運転 10年以内 (12月以内) 設備 15年以内 (24月以内)		0.35 ~ 1.54%					○取扱金融機関 14行 (※5)
10,000	運転 10年以内 (12月以内) 設備 10年以内 (24月以内)	1.40%	0.45 ~ 1.56%	原則対象	原則として 法人は代表者、 個人事業主は 不要			※事前に、北九州市中小企業振興課 で対象者の認定を受ける必要があり ます。
10,000	運転 10年以内 設備 15年以内 (24月以内)	10年以内 1.10% 10年超 1.30%	0.45 ~ 1.51%					○取扱金融機関 14行 (※5)
	20年以内 (36月以内)	10年以内 1.30%	必要に 応じて 0.45 ~ 1.90%		事業を実施する 理事又は理事 全員の連帯保証			※事前に、北九州市中小企業振興課 で対象者の認定を受ける必要があり ます。 ○商工組合中央金庫
	15年以内 (24月以内)	10年超 1.50%						
ア 10,000 イ 1,000	5年以内 (12月以内) 10年以内 (24月以内)	5年以内 1.20% 10年以内 1.40%	必要に 応じて 0.45 ~ 1.51%	原則対象	金融機関 所定	金融機関 所定	一括償還 又は 一括償還 還元	○北九州市環境局 環境産業推進課 ※詳細はお問い合わせください。 (電話 582-2630)

(※1) 申込対象者について

①、⑧、⑬の資金はNPO法人の利用はできません。

(※2) 保証料率について

北九州市では保証料の一部を補てんしており、左の表では補てん後の料率を表示しています。

個々の経営状況等に応じ、左記の範囲で保証料率が適用されます。

別途、有担保などによる保証などで料率が割引される場合があります。

「開業支援資金」の2回目以降のご利用の場合の保証料は〈責任共有制度〉
対象外・・・0.75%
対 象・・・0.36%～1.38%

⑥の資金については、令和二年新型コロナウイルス感染症に係るもののみ、保証料率 0.00%としています。

(※3) 保証人等について

保証人及び担保に関する詳細は福岡県信用保証協会等にお問い合わせください。

(※4) 開業支援資金の申込要件

①～④の種類によって、事業歴の有無など、より詳細な要件があります。
詳細は北九州市中小企業振興課等にお問い合わせください。

(※5) 取扱金融機関

次の金融機関の北九州市内及びその近郊の本店・支店

金融機関名	① ⑫	⑬	⑭
みずほ銀行	○	○	○
福岡銀行	○	○	○
西日本シティ銀行	○	○	○
北九州銀行	○	○	○
筑邦銀行	○	○	○
佐賀銀行	○	○	○
十八親和銀行	○	○	○
大分銀行	○	○	○
福岡中央銀行	○	○	○
西京銀行	○	○	○
豊和銀行	○	○	○
福岡ひびき信用金庫	○	○	○
遠賀信用金庫	○	○	○
商工組合中央金庫	○	○	○

第3章 円滑な資金調達をしたい

信用保証協会の公的保証制度のご案内

～福岡県信用保証協会の保証制度～

北九州市の融資制度は、「福岡県信用保証協会」が保証し中小企業者の信用を補完することと、円滑な資金調達が可能となる融資制度となっています。

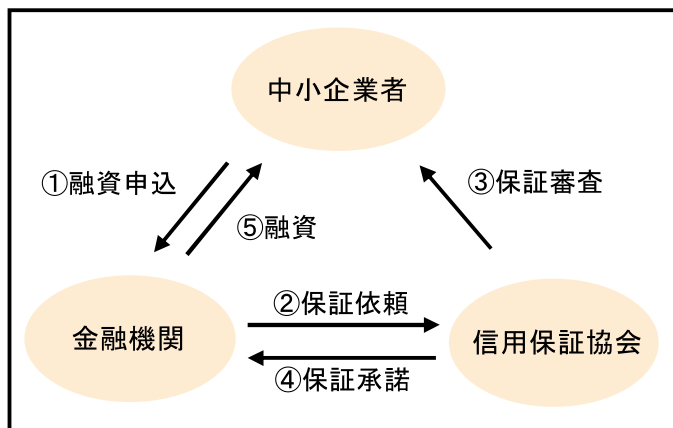
1 信用保証制度とは

「信用保証協会法」に基づき設立された信用保証協会が、中小企業者の資金調達を円滑に進めることを目的として、中小企業者が金融機関から事業資金の融資を受ける際に、その借入債務を保証する制度です。

※ご利用になれない業種は、次のとおりです。

農業、林業、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）などです。

詳細は、ご照会ください。



2 セーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項1～8号）

(1) 制度の概要

信用保証協会の保証限度額が別枠になるとともに、割安な保証料で保証が可能となる制度です。認定は、本店所在地（個人の場合は主たる事業所）の市町村長が行います。

(2) 各号の概要

（令和3年1月1日現在）

1号	国の指定する大型倒産企業と取引のある中小企業 【過去の指定案件】石原商事、福岡スプリットン工業、川口工務店、タカタ など
2号	国の指定する事業活動の制限（取引先のリストラ等）により影響を受ける中小企業者 【過去の指定案件】米国 BSE 関連、三菱自動車関連 など
3号	国の指定する特定地域の特定事業（災害等の突発的理由）を営む中小企業者 【過去の指定案件】有明海の高苔の不作 など
4号	国の指定する特定地域（災害等の突発的理由）で事業を営む中小企業者 【過去の指定案件】令和2年7月豪雨、平成30年7月豪雨、平成29年7月九州北部豪雨、平成28年熊本地震、平成24年7月九州地方豪雨災害 など
5号	(イ) 国の指定する不況業種に属する事業を営んでおり、最近3ヶ月間と前年同期間の売上を比較して5%以上減少している中小企業者 (ロ) 国の指定する不況業種に属する事業を営んでおり、原油価格の上昇により製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているものの製品等価格に転嫁できていない中小企業者 ※不況業種の指定：四半期ごとに国が指定
6号	破綻金融機関等と金融取引を行っていたことにより、借入の減少等が生じている中小企業者
7号	金融機関の合理化等の金融取引の調整に伴い借入が減少した中小企業者 【認定要件】 国が指定する金融機関からの最近の借入残高が前年同期と比較して10%以上減少していること等、3つの借入条件を満たすこと ※指定金融機関の指定：6ヶ月ごと（1/1～6/30、7/1～12/31）に国が指定
8号	整理回収機構に貸付債権が譲渡された企業のうち事業の再生が可能な中小企業者

第3章 円滑な資金調達をしたい

(3) セーフティネット保証の認定要件

中小企業信用保険法第2条第5項の各号及び第6項で、それぞれ認定の要件は異なります。そのうち申請の多い4号・5号(イ)及び同法第2条第6項による危機関連保証の認定要件は次のとおりです。

<4号(自然災害等の突発的事由)>

次のすべてを満たしていること

ア 「指定地域」において1年間以上継続して事業を行っていること

イ 「指定を受けた突発的災害(自然災害等)」の発生に起因し、最近1ヶ月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月の売上高等が前年同月比20%以上減少することが見込まれること

※指定地域、指定を受けた突発的災害は国が指定します。

<5号(イ)(全国的不況業種)>

次のすべてを満たしていること

ア 不況業種^{※1}に該当すること

イ 申請者の最近3ヶ月間の平均売上高が前年同期間の平均売上高と比較して5%以上減少^{※2}していること

※1 不況業種は国が指定します。

※2 この基準については、時限的な取扱いとなっています。

<危機関連保証>

経済産業大臣が定める期間において以下のすべてを満たすこと

ア 金融取引に支障をきたしており、金融取引の正常化を図る為に資金調達を必要としていること

イ 指定案件に起因して、原則として、最近1ヶ月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつその後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少することが見込まれること

※4号の指定地域、指定を受けた突発的災害、5号(イ)の不況業種及び危機関連保証の指定案件は、中小企業庁のホームページでご覧になれます。(URL <https://www.chusho.meti.go.jp>)

3 信用保証料率

信用保証協会の保証料は、原則として中小企業の経営状況等に応じた9段階のいずれかの料率が適用されます。なお、北九州市中小企業融資制度については、市が保証料の一定割合を補てんしているため、割安な保証料となっています。

<リスク考慮型基準料率表>

(%)

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

※セーフティネット保証等一部の保証では、リスク考慮型保証料率は適用されません。

別途定める固定の利率が適用されます。

※責任共有制度とは

従来、信用保証協会の保証は100%でしたが、2007年10月から責任共有制度の導入により一部の保証を除いて80%保証となり、残りの20%は金融機関が負担する制度です。

【問い合わせ先】

福岡県信用保証協会 北九州支所

〒802-0082 北九州市小倉北区古船場町1-35 北九州市立商工貿易会館4F

TEL 093-551-2634 FAX 093-522-4754 URL <https://www.fukuoka-cgc.or.jp/>

第3章 円滑な資金調達をしたい

日本政策金融公庫の融資制度のご案内

1 セーフティネット貸付

経済環境の変化等により資金繰りに困難をきたしているが、中長期的に経営が安定することが見込まれる中小企業者を支援する制度です。

(1) 経営環境変化対応資金

(令和3年4月1日現在)

貸付対象	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる方
貸付限度	日本政策金融公庫（中小企業事業）：7億2,000万円 日本政策金融公庫（国民生活事業）：4,800万円 （※生活衛生セーフティネット貸付（運転資金のみ）の貸付限度額は5,700万円）
貸付利率	日本政策金融公庫（中小企業事業）：基準利率（長期運転資金に限り上限3%） 日本政策金融公庫（国民生活事業）：基準利率
貸付期間等	日本政策金融公庫（中小企業事業） 設備資金 貸付期間：15年以内（うち据置期間は3年以内） 運転資金 貸付期間：8年以内（うち据置期間は3年以内） 日本政策金融公庫（国民生活事業） 設備資金 貸付期間：15年以内（うち据置期間は3年以内） 運転資金 貸付期間：8年以内（うち据置期間は3年以内）
担保条件	お客様のご希望を伺いながら相談
問い合わせ先	日本政策金融公庫 北九州支店 中小企業事業・国民生活事業 八幡支店 国民生活事業

(2) 金融環境変化対応資金

(令和3年4月1日現在)

貸付対象	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたし、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる方
貸付限度	日本政策金融公庫（中小企業事業）：別枠3億円 日本政策金融公庫（国民生活事業）：別枠4,000万円
貸付利率	日本政策金融公庫（中小企業事業）：基準利率（長期運転資金に限り上限3%） 日本政策金融公庫（国民生活事業）：基準利率
貸付期間等	日本政策金融公庫（中小企業事業） 設備資金 貸付期間：15年以内（うち据置期間は3年以内） 運転資金 貸付期間：8年以内（うち据置期間は3年以内） 日本政策金融公庫（国民生活事業） 設備資金 貸付期間：15年以内（うち据置期間は3年以内） 運転資金 貸付期間：8年以内（うち据置期間は3年以内）
担保条件	お客様のご希望を伺いながら相談
問い合わせ先	日本政策金融公庫 北九州支店 中小企業事業・国民生活事業 八幡支店 国民生活事業

(3) 取引企業倒産対応資金

(令和3年4月1日現在)

貸付対象	取引企業など関連企業の倒産に伴い、経営に困難をきたしている方
貸付限度	日本政策金融公庫（中小企業事業）：別枠1億5,000万円 日本政策金融公庫（国民生活事業）：別枠3,000万円
貸付利率	日本政策金融公庫（中小企業事業）：基準利率 ほか 日本政策金融公庫（国民生活事業）：基準利率
貸付期間	日本政策金融公庫（中小企業事業） 運転資金 貸付期間：8年以内（うち据置期間3年以内） 日本政策金融公庫（国民生活事業） 運転資金 貸付期間：8年以内（うち据置期間3年以内）
担保条件	お客様のご希望を伺いながら相談
問い合わせ先	日本政策金融公庫 北九州支店 中小企業事業・国民生活事業 八幡支店 国民生活事業

2 事業再生支援資金

法的再建や私的整理の途上にある方に対する融資制度です。

(令和3年4月1日現在)

貸付対象	① 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てなどを行った方であって、認可決定前の方のうち、日本政策金融公庫が定める要件に合致している方 ② 民事再生法に基づく再生計画の認可決定などを受けた方、および私的整理に関するガイドラインに沿って私的整理を行う方のうち、日本政策金融公庫が定める要件に合致している方
貸付限度	7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）
貸付利率	基準利率（上限3%）
貸付期間	貸付対象① 1年（うち据置期間1年以内） 貸付対象② 設備資金10年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金5年以内（うち据置期間2年以内）
担保条件	貸付対象① ご融資相当額の担保が必要 貸付対象② お客様のご希望を伺いながら相談
問い合わせ先	日本政策金融公庫 北九州支店 中小企業事業

第3章 円滑な資金調達をしたい

3 企業再建資金

経営改善や経営再建等に取り組む必要が生じ、通常の制度では融資が困難な方を支援する制度です。
(令和3年4月1日現在)

貸付対象	①中小企業再生支援協議会や株式会社整理回収機構などの関与の下で事業の再建を図る方 ②産業競争力強化法に基づく認定（変更認定を含みます。）を受けた中小企業承継事業再生計画に従って事業の再生を図る方 ③適切な再生計画を策定し、取引金融機関の支援を受けて企業再生を図る方 ④民事再生法に基づく再生計画の認可などを受けた方 ⑤認定支援機関による経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善に取り組んでいる方 ⑥過剰債務の状況に陥っている方が経営改善計画の策定を行い、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第21条第1項に定める認定経営革新等支援機関による指導および助言を受けており、かつ、同計画に対する関係金融機関の合意が確認できる方 ⑦金融機関からの事業資金の借入金について、弁済に係る負担の軽減を目的とした条件変更を行っている方	①経営改善、経営再建等に取り組む必要がある中小企業の方のうち、日本政策金融公庫が定める要件に合致している方 ②中小企業等経営強化法に定める認定経営革新など支援機関（以下「認定支援機関」という。）による経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善に取り組んでいる方 ③過剰債務の状況に陥っている方が経営改善計画の策定を行い、認定支援機関による指導および助言を受けており、かつ、同計画に対する関係金融機関の合意が確認できる方
貸付限度	7,200万円（うち運転資金4,800万円以内）	7億2,000万円
貸付利率	制度ごとに定められた利率	制度ごとに定められた利率
貸付期間	設備資金 20年以内 （うち据置期間2年以内） 運転資金 15年以内 （一定の要件を満たす場合は20年以内） （うち据置期間2年以内）	設備資金 20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金 15年以内（うち据置期間2年以内）
担保条件	お客様のご希望を伺いながら相談	お客様のご希望を伺いながら相談
問い合わせ先	日本政策金融公庫 北九州支店・八幡支店 国民生活事業	日本政策金融公庫 北九州支店 中小企業事業

第3章 円滑な資金調達をしたい

4 事業承継・集約・活性化支援資金

経済的又は社会的に有用な事業や企業を承継・集約化する方を支援する制度です。

(令和3年4月1日現在)

貸付対象	①安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う方 ②「中小企業経営承継円滑化法」第12条第1項第1号の規定に基づき認定を受けた中小企業者の代表者の方、または同法第12条第1項第3号の規定に基づき認定を受けた事業を営んでいない個人の方 ③一定の要件の下、事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている方であって、公庫が融資に際して経営者個人保証を免除する方 ④中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者（候補者を含む。）と共に事業承継計画を策定している方 ⑤事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業（経営多角化、事業転換）または新たな取組みを図る方（第二創業後または新たな取組後、おおむね5年以内の方）	①中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者（候補者を含む。）と共に事業承継計画を策定している方 ②安定的な経営権の確保などにより、事業の承継・集約を行う方 ③事業の承継・集約に伴う代表者の変更を契機に、新たに第二創業（経営多角化、事業転換）または新たな取組を図る方（第二創業または新たな取組後、概ね5年以内の者を含む） ④中小企業経営承継円滑化法第12条第1項第1号の規定に基づき認定を受けた中小企業者の代表者又は同法第12条第1項第3号の規定に基づき認定を受けた事業を営んでいない個人の方 ⑤事業承継に際して経営者個人保証の免除などを取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている方であって、公庫が貸付に際して経営者個人保証を免除する方
貸付限度	7,200万円以内（うち運転資金4,800万円以内）	7億2,000万円
貸付利率	制度ごとに定められた利率	制度ごとに定められた利率
貸付期間	設備資金20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金7年以内（うち据置期間2年以内）	設備資金20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金7年以内（うち据置期間2年以内）
担保条件	お客様のご希望を伺いながら相談	お客様のご希望を伺いながら相談
問い合わせ先	日本政策金融公庫 北九州支店・八幡支店 国民生活事業	日本政策金融公庫 北九州支店 中小企業事業

第3章 円滑な資金調達をしたい

5 無担保・無保証人の融資制度 ―小規模事業者経営改善資金（マル経融資）―

商工会議所・商工会などの経営指導を受けている方が無担保・無保証人で利用できる融資です。

（令和3年4月1日現在）

融資対象	常時使用する従業員が製造業等で20人以下、商業・サービス業で5人以下の事務所
融資限度	2,000万円
返済期間	運転資金 7年以内（うち据置1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置2年以内）
その他	ご利用にあたっては、商工会議所会頭、商工会会長などの推薦が必要です。
問い合わせ先	北九州商工会議所 中小企業振興課 日本政策金融公庫 北九州支店・八幡支店 国民生活事業

6 担保を不要とする融資

法人企業は原則として無担保・代表者の方のみの保証、個人企業は原則として無担保・無保証人とする融資制度です。

（令和3年4月1日現在）

利用要件	税務申告を2期以上行っていること、原則として所得税等を完納していること
貸付限度	4,800万円
貸付利率	各融資制度に定める貸付利率
貸付期間	各融資制度に定める返済期間以内
連帯保証人	法人の方：原則として代表者の方のみ 個人の方：原則として不要
問い合わせ先	日本政策金融公庫 北九州支店・八幡支店 国民生活事業

第3章 円滑な資金調達をしたい

企業立地促進資金融資（北九州市）

工場・事業所等の新設・増設時に利用できます。

対象企業	対象施設・対象事業所（P30 参照）、先端技術企業、市が誘致した製造業、電気通信業の企業、情報処理専修学校の企業、民間放送業の企業、有線テレビジョン放送業の企業、観光関連企業、その他市が所有する団地に立地する企業
要件	工場等を新增設する企業で、用地費を含む設備投資額が5千万円以上
融資額等	融 資 額：用地費を含む設備投資経費の80%以内 貸出利率：年1.45%（2021年4月1日現在） 融資期間：10年以内（据置2年以内）
限度額	10億円

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 企業立地支援課 TEL 093-582-2065 FAX 093-582-1202

環境産業融資（北九州市）

北九州市内において環境・エネルギーに関する設備投資を行う企業等に対し、「リーディングプロジェクト支援資金」、「省エネ設備・新エネ設備導入資金」、「環境配慮型製品導入資金」の3つのメニューにより必要な資金を融資する制度です。

融資の種類	リーディングプロジェクト支援資金			省エネ設備・新エネ設備導入資金		環境配慮型製品導入資金	
融資限度額 (最低投資額)	10 億円 (5,000 万円)			1 億円 (150 万円)		1 千万円 (100 万円)	
融資期間 (据置期間)	5 年以内 (1 年以内)	10 年以内 (2 年以内)	15 年以内 (2 年以内)	5 年以内 (1 年以内)	10 年以内 (2 年以内)	5 年以内 (1 年以内)	10 年以内 (2 年以内)
融資利率	0.90%	1.25%	1.65%	1.20%	1.40%	1.20%	1.40%
保証	任意保証			保証協会の保証要 (保証協会の対象外企業除く)		保証協会の保証要 (保証協会の対象外企業除く)	
取扱金融機関	みずほ銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行、福岡ひびき信用金庫						

【問い合わせ先】

北九州市 環境局 環境イノベーション支援課 TEL 093-582-2630 FAX 093-582-2196

◆その他詳細は、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyoku/00200038.html>

企業立地優遇制度のご案内（北九州市）

市内において工場や事業所などを設置する企業に対して、補助金の交付や低利の融資を行います。

制度のご利用については、必ず事業着手前にご相談下さい。

<企業立地優遇制度の対象施設・対象事業所>

施設	事業所
・製品の製造加工用工場 ・自然科学研究所 ・荷捌き施設 ・保管施設 ・流通加工施設	・機械修理業 ・事務用機械器具賃貸業 ・情報提供サービス業 ・機械設計業 ・ディスプレイ業 ・賃貸施設（別途要件があります。詳細についてはお問い合わせください。） ・総合リース業 ・ソフトウェア業 ・広告代理業 ・経営コンサルタント業 ・産業用設備洗浄業 ・産業用機械器具賃貸業 ・情報処理サービス業 ・デザイン業 ・エンジニアリング業 ・非破壊検査業

1 企業立地促進補助金

(1) 工場・事業所等の新設又は増設時に利用できます。

対 象	対象施設、対象事業所、賃貸施設、市長が認める施設				
要 件	・新規常用雇用者が5人以上（市内中小企業の場合は3人以上） - 賃貸施設、データセンターの場合は、新規雇用の要件はありません。				
補助額等	下記①②③の合計額 ①取得分：用地費を含む設備投資額に下記の割合を乗じた額 <table> <tr> <td>市内大企業</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>市内中小企業</td> <td>3%</td> </tr> </table> ※市外企業については投資額や雇用人数に応じて補助の可否を決定します。 ②賃借分：年間賃借料の1/2（初年度のみ） ③1年以上市内に居住かつ1年以上継続雇用の新規常用雇用者1人あたり30万円（短時間労働者は15万円）	市内大企業	2%	市内中小企業	3%
市内大企業	2%				
市内中小企業	3%				
限度額	①と②の合計額が10億円（単年度の交付上限額は5億円）③上限なし				

(2) 市内企業の拡充に特化した補助金の交付を行います。

対象業種	製造業（マザー工場化や拠点の集約等）				
要 件	・新規常用雇用者が20人以上（市内中小企業の場合は5人以上） ※市内の大学からの新卒者又は障害者を雇用した場合は、1人あたりを2人としてみなします。 ・設備投資額が5億円以上（市内中小企業の場合は2.5億円以上）				
補助額等	①取得分：用地費を含む設備投資額に下記の割合を乗じた額 <table> <tr> <td>市内大企業</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>市内中小企業</td> <td>7%</td> </tr> </table> ②賃借分：年間賃借料の1/2（初年度のみ） ③1年以上市内に居住かつ1年以上継続雇用の新規常用雇用者1人あたり50万円（短時間労働者は15万円） ※ただし、50万円は、交付要件で採用された正社員に限ります。	市内大企業	6%	市内中小企業	7%
市内大企業	6%				
市内中小企業	7%				
限度額	①と②の合計額が5億円 ③上限なし				

第3章 円滑な資金調達をしたい

2 本社機能等移転・拡充支援

本社機能等の移転や拡充に対する補助金の交付を行います。

(1) 大規模な本社機能等の移転・拡充支援

対象企業	本社機能等を移転・拡充する企業 本社機能等が入居することができるオフィスビル（賃貸施設）の建設企業 ※本社機能とは、企業の総務、経理、企画、研究開発部門等事業を統括する部門など				
要件	・新規常用雇用者が50人以上 ※市内の大学からの新卒者又は障害者を雇用した場合は、1人あたりを2人としてみなします。 ・設備投資額が5億円以上（市内企業の場合は2億円以上） ・オフィスビル建設企業は15億円以上				
補助額等	①取得分：用地費を含む設備投資額の下表の補助率を適用				
	新規雇用者数	50～99人	100～149人	150～199人	200人～
	補助率	20%	25%	30%	33%
補助額等	②賃借分：年間賃借料の1/2（初年度のみ）				
	③1年以上市内に居住かつ1年以上継続雇用の新規常用雇用者1人あたり50万円（短時間労働者は15万円） ※ただし、50万円は、交付要件で採用された正社員に限ります。				
限度額	①と②の合計額が5億円 ③上限なし				

(2) 中規模な本社機能等の移転・拡充支援

対象企業	本社機能等を移転・拡充する企業 ※本社機能とは、企業の総務、経理、企画、研究開発部門等事業を統括する部門等														
要件	・新規常用雇用者が20～49人（中小企業の場合は10人以上） ※市内の大学からの新卒者又は障害者を雇用した場合は、1人あたりを2人としてみなします。 ・設備投資額 <table><tr><td>種別</td><td>市外</td><td>市内</td></tr><tr><td>大企業</td><td>5億円以上</td><td>2億円以上</td></tr><tr><td>中小企業</td><td>2.5億円以上</td><td>1億円以上</td></tr><tr><td>オフィス賃借</td><td colspan="2">投資下限額なし</td></tr></table>			種別	市外	市内	大企業	5億円以上	2億円以上	中小企業	2.5億円以上	1億円以上	オフィス賃借	投資下限額なし	
種別	市外	市内													
大企業	5億円以上	2億円以上													
中小企業	2.5億円以上	1億円以上													
オフィス賃借	投資下限額なし														
補助額等	①取得分：用地費を含む設備投資額の6% ※市内中小企業の場合は、用地費を含む設備投資額の7% ②賃借分：年間賃借料の1/2（初年度のみ） ③オフィス賃借：年間賃借料の1/2（5年間） ※①と②又は③のみを交付（併用不可） ④1年以上市内に居住かつ1年以上継続雇用の新規常用雇用者1人あたり50万円（短時間労働者は15万円） ⑤③の場合のみ 設置後5年間の交付対象の新規常用雇用者1人あたり50万円（短時間労働者は15万円） ※ただし、50万円は、交付要件で採用された正社員に限ります。 ※⑤の場合のみ 各年において純増員数に限る														
限度額	①と②の合計額が5億円 ③ 5年間累計2,500万円（5年間の雇用計画が100人以上の場合は2億5千万円） ④、⑤ 上限なし														

第3章 円滑な資金調達をしたい

3 オフィス立地促進補助金

市内オフィスビルに事業所を新たに開設又は増床する時に利用できます。

対象業種	以下の業種に属し、市内オフィスビルに事業所を設置する企業 ・自然科学研究所・コンタクトセンター・ソフトウェア業・情報処理サービス業 ・情報提供サービス業・インターネット附随サービス業 ※上記事業所のうち、店舗を有し不特定多数の個人を対象とする事業及び市長が要綱目的に合致しないと認める事業を除く
要件	・市外企業（新設）か、現事業所に加えて新たな事業所を設置する市内企業（増床） ・新規常用雇用者3人以上
補助額等	①設置後3年間の賃料・共益費の1/2 ※敷金、権利金その他これらに類する諸経費は除く ②設置後3年間の交付対象の新規常用雇用者1人あたり30万円（短時間労働者は15万円） ※各年において純増員数に限る ③設置に係るオフィス改修費の1/2 ※「新しい働き方を実現するオフィス」に係る改修に限る（テレワーク環境整備費用、感染防止対策費用など） ※令和3年12月31日までに工事を完成させ、操業を開始する事業所が対象
限度額	①は3年間で1,500万円（設置後3年間の雇用計画が100人以上の場合は、1億5,000万円） ②は上限なし ③は300万円（本社機能移転を伴う場合は500万円）

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 企業立地支援課 TEL 093-582-2065 FAX 093-582-1202